

(7) 教育・保育等の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について

ア 教育・保育の一体的提供の体制の確保について

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、引き続き、その設置の促進に向けた取組を進めます。

【再掲】移行に係る認可・認定に関する本県の基本的考え方

現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、市町村におけるニーズを確認したうえで、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

② 認定こども園の目標設置数及び設置時期

「(6)ウ② 都道府県計画で定める数について」のとおり、目標設置数及び設置時期を設定することは困難であり、具体的な数値は設定しないこととします。

イ 教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、また、この時期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、それぞれの発達段階に応じた質の高い教育・保育等や子ども・子育て支援を安定的に提供し、子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。

そこで、県は、実施主体である市町村と連携し、利用者が就労状況など家庭の状況や子どもの状況に応じて、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業、乳児等通園支援事業を選択し、利用することができるよう、計画的に環境整備を進めます。

ウ 教育・保育施設、及び地域型保育事業及び乳児等通園支援事業を行う者の連携の推進方策

乳幼児期の発達は連続性を有しているものであるため、質の高い教育・保育の提供のためには、教育・保育を行う施設や事業者間の密接な連携が必要です。

特に、~~満3歳未満を対象とする~~小規模保育や家庭的保育など地域型保育事業や乳児等通園支援事業の利用児童が、満3歳以降も安定して、連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園（教育・保育施設）で教育・保育の提供を受けるためには、常に事業者間相互で連携を図り、個別の子どもの発達の連続性を維持していくことが大切です。

県では、事業者間での連携を円滑にし、連携施設の役割である給食の搬入や合同健康診断、さらに地域型保育事業の卒園児（~~3歳児~~）後や乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れなど、子どもが安定的に質の高い教育・保育の提供が受けられるよう、市町村と連携して取り組んでいきます。

エ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携の推進方策

人は、乳幼児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通して、生涯にわたる人格形成を築いていきます。

そのためにも、乳幼児期から学童期への学びと発達の連続性の確保は、個々の子どもへの健やかな成長に不可欠です。

県では、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなぐため、幼稚園、保育所、認定こども園と就学先の小学校との連携について、事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等や関係機関との連携等により、就学前教育と小学校教育の円滑な接続・連携に取り組んでいきます。

(8) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整について

本県における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定における広域調整の取扱いは次のとおりとします。

ア 本県における市町村子ども・子育て支援事業計画上の広域調整の基本的考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する他市町村利用分とは、広域利用の現況を記載するものではなく、確保方策の記載に当たって施設整備等に取り組んでもなお他市町村の施設等の利用が必要な場合に、市町村間の調整・合意のうえで、供給量として見込む数とします。

イ 広域調整の実施方法

自市町村の住民の利用分として他市町村所在の特定教育・保育施設の利用を希望する場合は、利用を希望する市町村へ直接協議を申し出ることとします。

なお、協議が整った場合は、双方の市町村子ども・子育て支援事業の確保方策の欄に記載します。特に、他市町村の利用者を受け入れる市町村は、2号・3号について広域調整分（相手方他市町村の利用分）を含めて整備計画を行うとともに、相手方の他市町村の利用枠を担保することになることに留意します。

協議が整った場合、又は整わなかった場合についても、県へ進捗状況を報告することとし、協議が整わなかった場合については、県は広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行うこととします。

2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方に基づく算定方法により、県計画値の供給量（確保の内容）の利用定員数に対応する必要見込み数を算出し、計画的な人材確保の取組を進めていきます。

また、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第22条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めるとともに、国が令和8年度に作成・提供を予定している特定乳児等通園支援を行う者の研修動画等の周知を行い、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

◆ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方

- ・ まず、県計画の「供給量（確保の内容）」における施設・事業の区分、認定区分（年齢）ごとの「利用定員数」を基に、各施設・事業、年齢、職種ごとの「配置基準（最低基準）」を用いて、「年度・職種」ごとの「配置基準上の必要数」を算定します。
- ・ この「配置基準上の必要数」に、これまでの職員配置の現状に基づき算出した職種（必要に応じ施設・事業区分）ごとの「加配率」（配置基準を超えて配置されている職員数の割合）を乗じて、より実態に即した「必要見込み数」を設定します。

幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数（各年度4月1日時点）

（単位：人）

職種	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園教諭	9,022	8,500	8,089	7,686	7,267
保育士	40,390	40,631	40,829	40,911	41,015
保育教諭	3,746	3,833	3,854	3,828	3,891
保育従事者(※1)	48	49	49	49	49
家庭的保育者(※2)	107	106	104	105	105
家庭的保育補助者(※3)	61	60	59	60	60

※1 小規模保育事業（B型）及び事業所内保育事業（小規模B型基準）における保育従事者

※2 小規模保育事業（C型）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※3 小規模保育事業（C型）及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

【参考】施設・事業別、職種別、年齢別 配置基準（最低基準）

保育所

区 分		必要となる人材	配置基準
特定教育・保育施設	幼稚園	幼稚園教諭	4歳以上児 2.5 : 1 3歳児 1.5 : 1
		保育士	4歳以上児 2.5 : 1 3歳児 1.5 : 1
	認定こども園	幼稚園教諭 保育士 保育教諭	1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1
特定地域型保育事業	小規模保育事業	A型 保育士	保育所の配置基準+1名
		B型 保育士 保育従事者	保育所の配置基準+1名 ※1/2以上は保育士
		C型 家庭的保育者	0～2歳児 3 : 1
	家庭的保育事業	家庭的保育補助者	※補助者を置く場合は5 : 2
	居宅訪問型保育事業	家庭的保育者	0～2歳児 1 : 1
	事業所内保育事業	保育士 保育従事者	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育と同様
その他	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	幼稚園教諭 保育士	4歳以上児 2.5 : 1 3歳児 1.5 : 1
	企業主導型保育事業 (地域枠)	保育士 保育従事者	4歳以上児 2.5 : 1 3歳児 1.5 : 1 1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1 ※1/2以上は保育士
	幼稚園接続保育	幼稚園教諭 保育士	1～2歳児 6 : 1